

第 59 回全国スポーツ少年大会開催要項

～ 五つの「わ」〈輪・話・和・環・WA!〉 ～

1. 趣旨

全国都道府県代表の団員および指導者の参加のもと、集団生活を行い、スポーツ活動・文化学習活動・野外活動・交歓交流活動等を通して、青少年のこころとからだを育てるとともに、スポーツ少年団活動をより一層促進し、地域における活動の活性化を図る。

また、大会はリーダーの育成を考慮したスポーツ交歓交流大会である。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、参加団員および関係者の感染拡大防止ならびに安全を考慮し、第 59 回大会は「リモート形式」により開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
公益財団法人東京都体育協会 東京都スポーツ少年団

3. 主管

第 59 回全国スポーツ少年大会東京都実行委員会

4. 後援

スポーツ庁 東京都

5. 支援

独立行政法人日本スポーツ振興センター

6. 協力

公益財団法人ミズノスポーツ振興財団

7. 日時

令和 3 年 9 月 19 日(日) 12:30～17:30

令和 3 年 9 月 20 日(月/祝) 12:30～17:30

8. 会場

リモート形式により開催

原則として、参加団員各自の自宅からの参加(*)とする。

ただし、都道府県スポーツ少年団が希望する場合には、「都道府県体育・スポーツ協会事務局」もしくは「日本スポーツ少年団が認める場所」から参加することを可能とする。

* スマートフォンでは、画面に映し出される資料等が小さく、読みづらいことがあるため、できる限り、パソコンやタブレットを使用することがのぞましい。

〈主会場〉

(公財)東京都体育協会内会議室から配信

〈交歓交流活動〉

全国中継リレー・ゲーム

〈文化活動〉

障害者スポーツ研修キャラバン事業(ライブ配信)

〈野外活動・スポーツ活動〉

東京湾クルーズ・東京見学(ライブ配信)

東京アクアティクスセンター(録画配信)

9. 活動プログラム

大会日程:別紙参照

10. 参加資格

参加団員は、下記の条件を満たす者で、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者とする。

団員

- ① 令和3年度に団員登録をし、令和3年4月1日現在、中学1年生以上高校3年生相当の年齢の者とする。ただし、ジュニア・リーダー資格を有しており、かつ、所属の都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する場合に限り、小学6年生の者でも参加を認める(*)。

* 新型コロナウイルスの影響が理由であれば、ジュニア・リーダー資格を保有していない小学6年生であっても、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者については参加を認める。

- ② 各都道府県5名(男女各2~3名)を基準とするが、内訳(年齢および男女比)については都道府県にて決定するものとする。なお、団員参加枠上限240名に達しない場合は追加の参加を認める。

- ③ 全大会日程に参加できる健康状態および体力・運動能力を有する者。

- ④ プログラムの実施に際し、規則正しい行動のとれる者。

- ⑤ 保護者に大会参加の承諾を得たうえ、所属学校長に大会参加の届出を行った者。

- ⑥ 大会の参加にあたり事前研修を受けた者。

※第59回大会は、プログラム内容が団員の交流のみとなることから、指導者の募集は行わない。

11. 参加経費

参加料 無料

12. 服装

参加団員は事前に支給した、「大会ポロシャツ」「リストバンド」を着用すること。

13. 携行品

けん玉(主催者より参加団員宛に事前に送付)

14. 集合・解散

(1) 集合

令和3年9月19日(日) 受付・入場 12:00~12:30

令和3年9月20日(月/祝) 受付・入場 12:00~12:30

(2) 解散

令和3年9月19日(日) 退場 17:30

令和3年9月20日(月/祝) 退場(予定) 17:30

15. 参加申込方法

(1) 申込期限

令和3年8月20日(金)必着

(2) 申込書

別紙所定の申込様式により作成

(3) 申込書の送付先

電子メールにて、日本スポーツ少年団および東京都スポーツ少年団宛に送信する。

① 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

TEL:03-6910-5814

E-mail:jjsa@japan-sports.or.jp

② 公益財団法人東京都体育協会東京都スポーツ少年団

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 10階

TEL:03-6804-8121 FAX:03-6804-8263

E-mail:sposyo@tokyo-sports.or.jp

16. リモート形式での参加に関する注意事項

- (1)参加団員は、自己の責任において参加するために必要なパソコン、通信機器、通信回線その他の設備を準備し、管理するものとする。
- (2)スマートフォンでは、画面に映し出される資料等が小さく、読みづらいことがあるため、できる限り、パソコンやタブレットを使用することがのぞましい。
- (3)参加するために必要な通信回線の利用料金は参加団員が負担すること。
- (4)参加団員の各自が最新のコンピュータウィルス対策等がなされている機器を使用すること。主催者は、参加によりコンピュータウィルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負わない。

17. 個人情報および肖像権の取扱いについて

- (1)大会参加申込みにかかる主催者および主管団体が取得した各種個人情報については、個人情報保護の観点から、適正に取り扱うものとする。また、取得した個人情報については、大会の参加資格審査・大会運営上必要なプログラム編成および作成・大会結果掲載にかかわること(掲示板・ホームページ・大会報告書・報道関係への提供等)、その他大会運営および大会開催に必要な連絡等にも使用する。
- (2)大会結果(記録)については、上記(1)で定めた個人情報とともに、主催者および主管団体を通じた公開、大会関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌および関連ホームページ等への掲載、次回以降の大会プログラムへの掲載等で公表することがある。
- (3)広報のために大会関係機関・団体またはこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ、SNS、インターネットによって配信されることがある。自身の写り込んだ写真・動画の使用を希望しない場合について、参加者は予め主催者まで申し出ることとする。
- (4)大会参加申込みとして申込書を提出した時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。また、各種大会運営関係者(役員・委員・補助員・関係機関・大会に関する契約をしている者等)については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

18. 傷害保険

大会期間中、公益財団法人日本スポーツ協会は、開催基準要項に基づき、参加団員全員を被保険者とした傷害保険に加入する。

(1)支払われる保険金

- ① 死亡保険 200万円
- ② 後遺障害保険金 後遺症の程度に応じて6万円～200万円
- ③ 入院保険金 日額3,000円(180日程度)
- ④ 通院保険金 日額2,000円(90日程度)

- (2)保険金の支払いについては、事故による傷害が対象となり、疾病は対象とならない。事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完了まで支払い、その後、本人が所定の保険金請求手続きを行うことにより保険金が支払われる。

なお、その他保険金支払いに係る詳細については、傷害保険普通保険約款および国内旅行保険金特約条項による。

19. その他

- (1)参加者は、大会期間中全日程に参加し、早退その他の自由行動は認めない。
- (2)各都道府県は、参加者に対する事前研修を実施すること。
- (3)各都道府県は、あらかじめ所属学校長に参加の届け出をさせること。

※本事業は「スポーツ振興くじ(toto)」の助成を受けて実施しています。

スポーツくじ



～スポーツ界における暴力行為根絶に向けたスローガン～
暴力0(ゼロ) 心でつなぐスポーツの絆